

証券コード 8281
平成25年6月6日

株主各位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号
ゼビオ株式会社
代表取締役社長 諸橋友良

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時

2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号

郡山ビューホテルアネックス 4階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第41期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

(1)議決権行使書のご返送は平成25年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご投函ください。

(2)議決権の不統一行使をされる場合には、平成25年6月23日（日曜日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www1.xebio.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）におけるわが国経済は、米国財政危機・欧州債務問題やアジア新興国の景気減速を背景とした輸出停滞、雇用所得環境の悪化による個人消費の低迷により、後退局面を迎えたものの、政権交代を機に景気回復に向けた期待感が高まりつつあります。

当社グループの属するスポーツ用品販売業界においては、個人消費の停滞や気候変化のいずれによるアパレルの販売不振も重なり、依然として厳しい環境が続いている状況です。

このような状況下、当社グループはマーケットトレンドや地域特性に合った品揃え、お客様のニーズを踏まえた細やかな商品提案を実施してまいりました。市場トレンドに対応した売場改装を行った結果、ゴルフウェア、トレッキング、ランニングウエア等の販売が好調に推移いたしました。また、これまで伸び悩んでいたウインター用品やゴルフ用品・用具も売上が伸び、回復の兆しが見えてまいりました。

商品につきましては、大手素材メーカーとの共同開発によりスポーツに適した高機能素材をナショナルブランド商品に導入した当社オリジナル商品の販売を強化いたしました。従来より実績のある吸汗速乾機能素材、発熱素材、防風素材を様々なカタゴリーで展開し品揃えを拡充いたしました。また、新たな素材として、紫外線カット効果が高い「U V C U T U P F 5 0 +」、熱反射保温素材「M A G I C T H E R M O（マジックサーモ）」を加え、様々なスポーツシーンに最適な商品の提案に努めました。さらに、機能や使用効果などを詳しく紹介する商品説明POPを多数配置し、お客様が目的に合った商品を購入できるよう店舗運営を行いました。

商品基幹システム（MDシステム）につきましては、グループ内の商品流通や仕入業務の効率化、納期管理の精度向上を目的としてリニューアルを実施いたしました。これは、「52週MD」や「地域個店別MD」の改善にとっても重要な施策であり、将来のビジネスモデルに向けたプラットホームの構築と位置付けております。

店舗面では市場シェア拡大のため、首都圏と西日本エリアを中心に出店を継続いたしました。当連結会計年度は、計画の29店を超える40店を出店いたしました。内訳は、スーパースポーツゼビオ9店、ヴィクトリアゴルフ8店、エルプレス4店、ヴィクトリア1店、ゴルフパートナー17店、ネクスト1店となります。スーパースポーツゼビオの新規出店の中には海外初となる上海（中国）と平成25年3月にオープンしたソウル（韓国）への出店が含まれております。また、ゼビオスポーツ1店、ヴィクトリア1店等の計5店を開店いたしました。

これらの出店により、当期連結会計年度におけるグループの総店舗数は、479店舗となり、グループ合計の売場面積は前連結会計年度末に比べて8,571坪増加して152,453坪となりました。

売上総利益率につきましては、記録的な春の低温・大雨や、秋の高温によりスポーツアパレルの販売に大きく影響し、伸び悩みました。また、販管費につきましては、グループ内の商品流通や仕入業務の効率化、及び納期管理の精度向上のための商品基幹システムへの投資及び顧客基盤拡大のための各種カード会員の新規獲得、出店・改装等、今後の成長戦略に向けた施策を推進した結果、増加しております。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高1,926億28百万円（前連結会計年度比6.1%増）、営業利益120億42百万円（前連結会計年度比15.5%減）、経常利益124億71百万円（前連結会計年度比14.9%減）、当期純利益63億32百万円（前連結会計年度比18.5%減）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門	第 40 期		第41期（当期）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
ウ イ ン ト ー ス ポ ー ト	百万円 17,363	% 9.6	百万円 18,101	% 9.4	104.3
ゴ ル フ	42,001	23.1	46,710	24.2	111.2
一般競技スポーツ・シューズ	57,001	31.4	62,981	32.7	110.5
ス ポ ー ト ア バ レ ル	31,110	17.1	28,097	14.6	90.3
ア ウ ト ド ア ・ そ の 他	26,065	14.4	28,294	14.7	108.6
ス ポ ー ト 用 品 ・ 用 具 計	173,542	95.6	184,184	95.6	106.1
フ ァ っ シ ョ ン 衣 料 計	1,673	0.9	1,429	0.7	85.4
そ の 他 計	6,360	3.5	7,014	3.7	110.3
合 計	181,577	100.0	192,628	100.0	106.1

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。
 2. 「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンタースポーツ部門】

当連結会計年度は降雪状況にも恵まれ、学生を対象としたリフト券無料キャンペーンが全国的に実施されるなど、業界全体でウィンタースポーツの活性化に取り組んでまいりました。その中でプロモーションと共にトレンドを捉えた品揃えと素材戦略を強化した結果、スノーボードの販売が好調に推移いたしました。

以上の結果、ウィンタースポーツ部門の売上高は前期比4.3%の増加となりました。

【ゴルフ部門】

年間を通してゴルフウェアが好調に推移いたしました。デザイン性の高い商品に加え、高機能素材のパンツを政策的に投入し、トータルコーディネート提案に注力してまいりました。またカスタマイズクラブの品揃えを拡充し、フィッティングサービスを強化するなど、一人ひとりのお客様に合った商品の提案に注力いたしました。さらに大型商品のモデルチェンジの後押しもあり、ゴルフグッズは好調に推移いたしました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は前期比11.2%の増加となりました。

【一般競技スポーツ（アスレチックスポーツ）・シューズ部門】

一般競技スポーツでは、年間を通して需要の高い部活生向け商品を充実させ、昨年までは期間限定であった「部活キャンペーン」を通年で実施いたしました。特にテニス、サッカー、バスケットボールの品揃えを大幅に増加させた結果、顧客層が拡大し好調に推移いたしました。

シューズ部門では、年々需要が増え続けているランニングシューズの試履き会を全国の店舗で積極的に開催し、お客様一人ひとりに合った商品の提案に注力した結果、前年の売上高を大きく上回りました。中でも降雪の状況に合わせて品揃えを拡充したスノーシューズが好調に推移いたしました。

以上の結果、一般競技スポーツ・シューズ部門の売上高は前期比10.5%の増加となりました。

【スポーツアパレル（トレーニングウェア）部門】

お客様のニーズが高まっている軽量ダウンは、高機能素材で差別化を図り、売上高は前年を上回りました。しかしながら前年、東日本大震災被災地を中心に生活必需品としての需要が大きく増加したスポーツアパレル等の商品はその反動減を受け、また、残暑が厳しかったことによる秋冬商品の立ち上がりの遅れなどの影響によりスポーツアパレルは全体的に低調に推移いたしました。

以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は前期比9.7%の減少となりました。

【アウトドア・その他部門】

キャンプ用品は、前年震災後にアウトドア照明器具や寝袋等の需要が急拡大し、その反動から販売数量が大きく減少いたしました。

一方トレッキングは、アウトドアブームの継続を追い風にタウンユースとしても人気が高まっており、都心で展開するエルプレス業態の商品構成を全国のスーパースポーツゼビオに波及させました。それにより顧客層が着実に拡大し、ウェアだけでなくシューズやバッグ等の小物の売上高も前年を大きく上回りました。

以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は前期比8.6%の増加となりました。

(2) 対処すべき課題

世界経済の減速懸念に、消費増税や社会保障費の負担増加といった将来への不安も重なり、個人消費の行方は楽観視できない状況にあります。また、お客様の消費行動も変化、多様化し、従来のような画一的なマーチャンダイジングでは、お客様のニーズに応えきれなくなっています。

このような状況下、当社グループは、グループ企業間の相乗効果を最大限に活かし、市場の変化やお客様のニーズに合わせて、サービス精度の向上、業務効率の改善に努め、市場シェアを拡大し収益力を上げることでグループの企業価値を高めてまいります。

これらの収益力の拡大を達成するために、新たな成長戦略に対応できる組織改革と業務改革を行っていくことに加え、内部監査機能の充実・強化を更に推進し、リ

スク管理や法令・社会規範の遵守などのコンプライアンスの強化を更に推進し、特に商品の品質管理及び個人情報保護面での徹底を行ってまいります。内部統制報告制度に際して、取締役、使用人の職務執行を法令・定款に適合することを確保するためだけではなく、当社及びグループ各社の業務の適正性、効率性を確保するための体制を確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は11,605百万円となりました。その主要な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（40店舗）であり、その内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名	時 期	店 名
平成24年4月	S S Xスポーツタウン久宝寺店 ヴィクトリアゴルフスポーツタウン久宝寺店	平成24年4月	S S Xあすと長町店 ヴィクトリアゴルフあすと長町店
平成24年4月	エルプレスザ・モール仙台長町店	平成24年4月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ広島八木店内）
平成24年4月	ゴルフパートナー木下街道鎌ヶ谷店	平成24年4月	ヴィクトリアゴルフ水戸店
平成24年5月	S S Xオナリナス錦糸町店 ヴィクトリアゴルフオナリナス錦糸町店 エルプレスオナリナス錦糸町店	平成24年6月	ゴルフパートナー岸和田今木店
平成24年6月	S S Xゆめタウン宇部店 ヴィクトリアゴルフゆめタウン宇部店	平成24年6月	ゴルフパートナー岐阜閑練習場
平成24年6月	S S X上海浦東店（中国）	平成24年7月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフメガステージ白河店）
平成24年9月	n e x t キャナルシティ博多店	平成24年9月	S S Xキャナルシティ博多店 ヴィクトリアゴルフキャナルシティ博多店 エルプレスキャナルシティ博多店
平成24年9月	S S X長岡リバーサイド千秋店 ヴィクトリアゴルフ長岡リバーサイド千秋店	平成24年10月	ヴィクトリアセレオ八王子店
平成24年11月	ゴルフパートナーR 3新宮店	平成24年11月	S S Xアリオ鷺宮店 ヴィクトリアゴルフアリオ鷺宮店
平成24年12月	ゴルフパートナー守口寺方店	平成24年12月	ゴルフパートナー龍ヶ崎店
平成25年1月	エルプレス神戸ハーバーランド店	平成25年2月	ゴルフパートナー日本橋室町店
平成25年2月	ゴルフパートナー京都醍醐店	平成25年2月	スポーツパートナー前橋店
平成25年2月	ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ新発田店内）	平成25年3月	ゴルフパートナー福山練習場
平成25年3月	ゴルフパートナー環七江戸川店	平成25年3月	ゴルフパートナー阪神ゴルフ住之江店
平成25年3月	S S Xウルチロ店（韓国）	平成25年3月	ゴルフパートナーウィンズラジャ戸塚店
平成25年3月	ゴルフパートナー上野インター店		

(注) S S Xはスーパースポーツゼビオを表しております。

エルプレスザ・モール仙台長町店及びヴィクトリアゴルフ水戸店については、業態変更に伴う出店となります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第38期	第39期	第40期	第41期(当期)
	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	163,664	170,183	181,577	192,628
経常利益(百万円)	12,048	12,797	14,658	12,471
当期純利益(百万円)	6,355	4,618	7,772	6,332
1株当たり当期純利益(円)	141.23	102.60	172.68	140.68
総資産(百万円)	148,293	152,566	164,759	167,793
純資産(百万円)	94,067	97,453	103,966	109,764
1株当たり純資産(円)	2,089.80	2,164.11	2,307.59	2,429.93

(注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ゼビオカード株式会社	3,450百万円	100%	クレジットカード事業、割賦販売事業及び融資事業等
株式会社ヴィクトリア	3,350百万円	100%	スポーツ用品小売事業
株式会社ゴルフパートナー	673百万円	100%	スポーツ用品小売事業
清陵山株式会社	10百万円	100%	研修宿泊施設の経営等
株式会社ALBAパートナーズ	20百万円	100%	WEBサイト・インターネットによるゴルフ関連事業
国士観光株式会社	50百万円	100%	研修宿泊施設の経営等

当社の連結子会社は16社であり、当連結会計年度の連結売上高は192,628百万円（前期比106.1%）、連結経常利益は12,471百万円（前期比85.1%）、連結当期純利益は6,332百万円（前期比81.5%）となりました。

なお、国士観光株式会社は、平成24年7月に株式を100%取得して子会社にしております。株式会社フェスティバルゴルフは、平成24年7月に株式会社ゴルフパートナーと合併しております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社16社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、研修宿泊事業、事務サービス事業、保険代理事業、品質管理事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

(スポーツ事業部門)

スキー・スノーボード、ゴルフ、テニス等の一般スポーツ、アウトドア、トレーニングなどのあらゆるスポーツ用品・用具を取り扱うスポーツ大型専門店事業を展開。また、アウター、ジーンズ、セーター、パンツ、カットソー（トレーナー、ポロシャツ等）などのメンズ、レディース・カジュアル衣料も展開。

ゼビオ株式会社

業態 スーパースポーツゼビオドーム
スーパースポーツゼビオ

ゼビオスポーツ

ヴィクトリアゴルフ（ゴルフ専門店）

株式会社ヴィクトリア
(子会社)

業態 ヴィクトリア
ヴィクトリアゴルフ

エルプレス（アウトドア専門店）

株式会社ゴルフパートナー
(子会社)

業態 ゴルフパートナー
フェスティバルゴルフ

(ファッション事業部門)

イギリスの製造小売チェーンネクスト社(next P L C)と提携し、同社の企画した商品を日本国内において独占販売するネクスト事業及び当社独自のファッショングループを行っているX'tyle事業。取扱商品はメンズ、レディース、チルドレンズの衣料等。

ゼビオ株式会社 業態 next (ネクスト)
X'tyle (エクスタイル)

(その他)

ゼビオ株式会社 X'tyle Vision (エクスタイル ヴィジョン)
スポーツメガネ・サングラス専門店
Xiasis (ジアシス)
スポーツドラッグ専門店

②サービス事業

ゼビオカード株式会社 (子会社)

クレジットカード事業、割賦販売業、融資事業等。

株式会社A L B Aパートナーズ（子会社）

WE Bサイト・インターネットによるゴルフ関連事業の運営。

清稜山株式会社（子会社）

研修、福利厚生施設として宿泊施設の運営等。

名称「清稜山俱楽部」

国土観光株式会社（子会社）

研修、福利厚生施設として宿泊施設の運営等。

名称「レイクサイド磐光」

(7) 主要な事業所及び店舗

① 当社

本社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

ゼビオ東京本社 東京都千代田区神田錦町3-20 錦町トラッドスクエア

宮都官邸テライトオフィス 栃木県宇都宮市駅前通り一丁目3-1 フミックスSTMビル

本宮流通センター 福島県本宮市本宮字中野14番2号

店舗 282店舗

北海道 25店舗 青森県 8店舗 岩手県 7店舗 宮城県 14店舗

秋田県 6店舗 山形県 7店舗 福島県 15店舗 津城県 6店舗

栃木県 9店舗 群馬県 2店舗 埼玉県 7店舗 千葉県 19店舗

東京都 11店舗 神奈川県 18店舗 新潟県 18店舗 富山県 4店舗

石川県 4店舗 福井県 2店舗 長野県 12店舗 岐阜県 2店舗

静岡県 4店舗 愛知県 10店舗 三重県 4店舗 滋賀県 2店舗

京都府 2店舗 大阪府 8店舗 兵庫県 5店舗 奈良県 2店舗

島根県 2店舗 広島県 6店舗 山口県 2店舗 徳島県 2店舗

香川県 2店舗 愛媛県 2店舗 福岡県 20店舗 佐賀県 1店舗

熊本県 6店舗 大分県 2店舗 宮崎県 2店舗 鹿児島県 2店舗

② 子会社

株式会社ゲイクトリア 東京都千代田区神田錦町3-20 錦町トラッドスクエア

店舗 65店舗

茨城県 2店舗 埼玉県 5店舗 千葉県 5店舗 東京都 33店舗

神奈川県 13店舗 静岡県 1店舗 岛根県 1店舗 大阪府 2店舗

佐賀県 1店舗 大分県 1店舗 宮崎県 1店舗

株式会社ゴルフパートナー 東京都千代田区神田錦町3-20 錦町トラッドスクエア

直営店舗 130店舗

福島県 4店舗 茨城県 8店舗 栃木県 2店舗 群馬県 3店舗

埼玉県 7店舗 千葉県 14店舗 東京都 26店舗 神奈川県 14店舗

新潟県 1店舗 長野県 2店舗 静岡県 1店舗 岐阜県 1店舗

愛知県 4店舗 三重県 2店舗 京都府 1店舗 大阪府 15店舗

兵庫県 2店舗 奈良県 2店舗 岡山県 1店舗 広島県 3店舗

山口県 1店舗 徳島県 1店舗 香川県 1店舗 福岡県 8店舗

佐賀県 1店舗 熊本県 2店舗 大分県 1店舗 宮崎県 1店舗

鹿児島県 1店舗

賽捷(中国)体育用品有限公司 中華人民共和国

4F, Buynow, No. 588, Zhangyang Rd, Pudong New Area, Shanghai

店舗 1店舗

株式会社ゼビオコリア 大韓民国

Naeoe Bldg B1, #6 Euljiro2-ga, Jung-gu Seoul

店舗 1店舗

ゼビオカード株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

株式会社A L B Aバ 東京都港区赤坂二丁目17番22号

一トナーズ

清稜山株式会社 福島県郡山市熱海町熱海五丁目18番地

国土観光株式会社 福島県耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜130番

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比
1,646名	85名増

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト5,250名（1日実働8時間換算）は含まれおりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 47,911,023株
- (3) 株主数 6,407名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率 %
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605	18.3
財 団 法 人 諸 橋 近 代 美 術 館	4,500,000	10.0
有 限 会 社 テ イ ー ・ テ イ ー ・ シ ー	4,121,466	9.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,037,900	4.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,839,100	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信 託 口 9 ）	1,520,300	3.4
諸 橋 輝 子	1,392,364	3.1
諸 橋 友 良	1,172,950	2.6
諸 橋 寛 子	900,897	2.0
グーザン トラスト カンパニー エイブイエ ンシーリ リーザン トラスト ガンジー アイリッシュ ライアン	892,100	2.0

- (注) 1. 当社は、自己株式2,899,412株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

- ① 保有する新株予約権の数
877個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式 87,700株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員の保有状況

取締役 (社外取締を除く)	名 称	行使期間	払込金額	個数	保有者数
			行使価額		
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	第3回新株予約権	平成24年8月18日～ 平成27年8月17日	無償 1,723円	240個	3名
	平成22年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成22年9月23日～ 平成52年9月22日	1円 1円	137個	3名
	平成23年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成23年9月22日～ 平成53年9月21日	1円 1円	127個	3名
	第4回新株予約権	平成26年6月20日～ 平成31年6月19日	無償 2,049円	240個	3名
平成24年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成24年9月20日～ 平成54年9月19日	1円 1円	133個	3名	

- (注) 1. 「払込金額」及び「行使価額」は、いずれも1株あたりの金額です。
 2. 「平成22年9月発行新株予約権」「平成23年9月発行新株予約権」「平成24年9月発行新株予約権」の発行に際して、上記の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
 3. 監査役が保有する新株予約権等はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
諸 橋 友 良	代表取締役社長	株式会社ヴィクトリア 代表取締役社長
北 沢 猛	取 締 役	賽標（中国）体育用品有限公司 監事 株式会社ゼビオコリア 監事
大 滝 秀 雄	取 締 役	清 積 山 株 式 会 社 取 締 役 ゼビオカード株式会社 代表取締役社長
谷 代 正 純	取 締 役	日墨ホテル投資株式会社 代表取締役社長 学校法人 国際基督教大学 理事
石 縱 学	取 締 役	弁 護 士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 京都大学法科大学院 非常勤講師
加 藤 則 宏	常 勤 監 査 役	—
小 谷 野 幹 雄	監 査 役	公 認 会 計 士 長 小 谷 野 公 認 会 計 士 事 務 所 株 式 会 社 ヴ イ ク テ ィ ア 社 外 監 査 役 日本システムウェア株式会社 取締役 積水ハウス・SI投資法人 監督役員
佐 々 木 康 雄	監 査 役	税 理 士 長 佐 々 木 康 雄 税 理 士 事 務 所 株 式 会 社 マ ル タ マ 社 外 監 査 役 協 業 組 合 仙 台 清 布 公 社 外 監 査 役 社 会 福 祛 法 人 三 天 会 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役谷代正純、石縱学の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小谷野幹雄、佐々木康雄の両氏は、社外監査役であります。
 3. 前監査役大和田美明氏は、平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了のため監査役を退任しております。また、同株主総会において監査役加藤則宏氏が選任され就任いたしました。
 4. 取締役石縱学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役佐々木康雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 当社は、取締役谷代正純氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	86百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	14百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいたしております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいたしております。
 3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金額15百万円（取締役2名に対し15百万円）、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役3名に対し15百万円）が含まれております。
 4. 上記のほか、当事業年度において支給した役員退職慰労金の額は次の通りであります。
 　・平成22年6月29日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金
 　　監査役1名 6百万円

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷代正毅氏は、日墨ホテル投資株式会社の代表取締役社長及び学校法人国際基督教大学の理事を兼務しております。なお、当社は、日墨ホテル投資株式会社、学校法人国際基督教大学との間に特別な関係はありません。
- ・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。

なお、当社は、森・濱田松本法律事務所との間に特別な関係はありません。

- ・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、子会社株式会社ヴィクトリアの社外監査役、日本システムウェア株式会社の取締役及び積水ハウス・SI投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、小谷野公認会計士事務所、日本システムウェア株式会社、積水ハウス・SI投資法人との間に特別な関係はありません。

- ・監査役佐々木庸雄氏は、佐々木庸雄税理士事務所所長、株式会社マルタマの社外監査役、協業組合仙台清掃公社の社外監事及び社会福祉法人三矢会の社外監事を兼務しております。なお、当社は、佐々木庸雄税理士事務所、株式会社マルタマ、協業組合仙台清掃公社及び社会福祉法人三矢会との間に特別な関係はありません。

②取締役会への出席状況及び発言状況

- ・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

- ・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会24回に出席（出席率92%）し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の取締役会26回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③監査役会への出席状況及び発言状況

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会16回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の監査役会15回に出席（出席率94%）し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員との間では、会社法第427条第1項の限定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	65百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
役職者が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動をとるため、「ゼビオグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定しております。また、その徹底を図るため、代表取締役は管理担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命して、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部署を設けるとともに、役職者をはじめとした全従業員への周知徹底を図っております。

監査役及び内部監査室は、関連部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

また、法令もしくは定款上疑義のある行為等について使用者が告発しても、当該使用者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報に関する規程」を制定するとともに、相談窓口（コールセンター）を設けております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。

文書管理規程により、これらの文書等は、取締役及び監査役に対し常時閲覧可能としております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、灾害、品質、情報セキュリティ等に関するリスク管理については、各々「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定し、全社的なリスクを組織横断的に管理する内部監査・内部統制チームを中心に全社員への意識浸透及び周知徹底等の運用を進めております。また、各部門においては、関連する規程に基づきガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、部門毎のリスク管理体制を確立しております。

経営危機発生等の有事の際には、危機管理対策本部の立ち上げによる迅速かつ的確な対応を行う体制を整備している他、平時は、監査役及び内部監査室が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、取締役・執行役員を構成員とする経営会議及び取締役会において、ITを活用した月次業績のレビューと改善策の実施を行い、社内規程に基づく

職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確立しております。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けて、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するために、関連会社連絡会議を開催しております。

当社取締役、部門長及びグループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することを認識し、グループ各社全体の業務適正化のために積極的に取り組んでおります。

当社の監査役及び内部監査室は、定期または不定期に当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果は取締役会及び関連会社連絡会議に報告しております。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び不正行為や定款違反事項、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項を報告しております。その報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、取締役及び重要な各使用人への個別ヒヤリングの機会をもつとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力を排除することが、企業の社会的責任であることを認識し、全従業員が守らなければならない指針として「ゼビオグループ行動規範」を定め、その中で反社会的勢力との関係断絶を項目として掲げ取り組んでおり、その整備状況は次のとおりです。

・当社は、反社会的勢力の排除に向けて、「危機管理マニュアル」で具体的対応策を規定とともに、全店長会議等、研修の機会を通じ不当要求への対応教育を実施しております。

・反社会的勢力への対応に関する連携機関として、警察、暴力追放センター、弁護士等との協力のもと、不当要求に関する情報収集を行っております。

・不当要求防止責任者講習会への参加を推奨し、本社、営業店舗、エリア単位での反社会的勢力の排除に向けた組織体制を構築しております。

10. 適正な財務報告を確保するための体制

「金融商品取引法」及び平成19年2月15日に金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」の趣旨に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に行うこととします。

連結財務報告書を迅速に作成するため、評価対象とすべき財務報告の範囲については、企業集団各社の財務報告リスク調査及び特別リスク調査を基準に、また重要拠点については連結売上高を基準に決定しており、その具体的範囲は財務諸表の勘定科目、当社及びグループ各社、主要な業務プロセスとなっております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の株券等に関し、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を負託された者の責務として、企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から最も適切と考えられる措置を取ることを検討いたします。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保につきましては、安定成長に向けた財務体質の強化と今後とも予想される競争の激化に対処するため、①店舗の新設及び改装や増床への投資、②新規事業への投資、③経営の効率化に向けた情報システムへの投資などに活用し、経営基盤の安定と拡大に努めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	94,173	流 動 負 債	50,471
現 金 及 び 預 金	20,322	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	36,696
受 取 手 形 及 び 売 挂 金	13,517	短 期 借 入 金	109
有 価 証 券	5,000	未 払 法 人 税 等	1,904
當 業 貸 付 金	2,110	賞 与 引 当 金	804
商 品	47,257	役 員 賞 与 引 当 金	15
繰 延 税 金 資 產	1,335	ボ イ ン ト 引 当 金	1,629
そ の 他	5,178	そ の 他	9,311
貸 倒 引 当 金	△548		
固 定 資 產	73,620	固 定 負 債	7,557
有 形 固 定 資 產	38,005	リ ー ス 債 務	3,286
建 物 及 び 構 築 物	14,894	繰 延 税 金 負 債	101
土 地	15,890	退 職 給 付 引 当 金	219
リ ー ス 資 產	3,581	役 員 退 職 慶 労 引 当 金	64
建 設 仮 勘 定	140	資 產 除 去 債 務	3,013
そ の 他	3,498	そ の 他	873
無 形 固 定 資 產	8,132	負 債 合 計	58,029
の れ ん	4,209	純 資 產 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	3,452	株 主 資 本	108,562
そ の 他	470	資 本 金	15,935
投 資 そ の 他 の 資 產	27,482	資 本 剰 余 金	16,096
投 資 有 価 証 券	906	利 益 剰 余 金	81,694
長 期 貸 付 金	527	自 己 株 式	△5,163
繰 延 税 金 資 產	1,874	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	812
差 入 保 証 金	6,038	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	134
敷 敷	12,590	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	598
投 資 不 動 產	4,263	為 替 換 算 調 整 勘 定	79
そ の 他	1,381	新 株 予 約 権	151
貸 倒 引 当 金	△101	少 數 株 主 持 分	238
資 產 合 計	167,793	純 資 產 合 計	109,764
		負 債 及 び 純 資 產 合 計	167,793

連 結 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から)

(平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	192,628
売 上 原 債	117,137
売 上 総 利 益	75,490
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	63,448
営 業 利 益	12,042
営 業 外 受 益	
受 取 利 息	134
受 取 配 当 金	14
不 動 產 貨 貸 料	770
負 の れ ん 債 却	2
そ の 他	488
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9
不 動 產 貨 貸 費 用	914
そ の 他	56
経 常 利 益	979
特 別 損 失	
固 定 資 產 除 却 損	63
減 損 損 失	858
店 屋 閉 鎮 損 失	253
投 資 有 価 証 券 評 價 損	0
そ の 他	63
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,237
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,913
法 人 税 等 調 整 額	107
少 數 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	5,021
少 數 株 主 損 失 (△)	△119
当 期 純 利 益	6,332

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	15,935	16,096	76,824	△5,163	103,693
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,462		△1,462
当 期 純 利 益			6,332		6,332
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	4,869	△0	4,868
平成25年3月31日残高	15,935	16,096	81,694	△5,163	108,562

	そ の 他 の 包 括 利 益	累 計 額	新株予約権 益累計額合計
その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定		
平成24年4月1日残高	106	68	—
連結会計年度中の変動額			175
剩 余 金 の 配 当			93
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	27	529	79
連結会計年度中の変動額合計	27	529	79
平成25年3月31日残高	134	598	812
			151

(単位 百万円)

	少 数 株 主 持 分	純 資 產 合 計
平成24年4月1日残高	3	103,966
連結会計年度中の変動額		
剩 余 金 の 配 当		△1,462
当 期 純 利 益		6,332
自 己 株 式 の 取 得		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	234	929
連結会計年度中の変動額合計	234	5,798
平成25年3月31日残高	238	109,764

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16社

連結子会社の名称 清棲山株式会社

ゼビオビジネスサービス株式会社

株式会社ヴィクトリア

ゼビオインシュアランスサービス株式会社

ゼビオカード株式会社

株式会社レオニア

株式会社カイザー

ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社

株式会社ゴルフパートナー

東北アイスホッケークラブ株式会社

株式会社ALBAパートナーズ

クロススポーツマーケティング株式会社

株式会社YKCパートナーズ

賽標(中国)体育用品有限公司

株式会社ゼビオコリア

国土観光株式会社

このうち、株式会社ゼビオコリアについては新たに設立したことにより、国土観光株式会社は株式を取得したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

また、從来連結子会社であります株式会社リファインは連結子会社である株式会社ヴィクトリアと、株式会社フェスティバルゴルフは連結子会社である株式会社ゴルフパートナーとそれぞれ合併したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

持分法を適用しない主要な関連会社の名称 ゼビオアリーナ仙台有限責任事業組合

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち賽標(中国)体育用品有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ

③ たな卸資産

商品 主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

その他（工具、器具及び備品） 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ ポイント引当金

会員カードによるポイントサービス制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時ににおける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しておりますが、当社は平成22年5月18日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催の第38回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議したため、平成22年7月以降の引当金は計上しておりません。
なお、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、廃止に伴う打ち切り日（平成22年6月29日）までの在任期間に対応する退職慰労金として、内規に基づき、退職慰労金の廃止時かつ当連結会計年度末に在任する役員に対する支給見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金融債債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - ② ヘッジ会計の方法
(イ)ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理によっております。
 - (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象 外貨建予定取引
 - (ハ)ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の為替変動のリスクを回避する目的で為替予約等を行っております。
なお、為替予約等は、予定する輸入仕入の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

- (二)ヘッジ有効性評価の方法
当初決めた有効性の評価方法を用いて、高い有効性が保たれていることを確かめております。
ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動を完全に相殺すると思定することができる場合には、ヘッジ有効性の評価は省略しております。
- ③ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは15年間で均等償却しております。
ただし、金額が僅少な場合には、全額、発生時の損益に計上しております。
なお、平成22年3月31日以前に発生した負のれんについても、5年間で均等償却しております。
- ④ 消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産（附属設備以外の建物を除く。）及び投資不動産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔連結貸借対照表関係〕

有形固定資産の減価償却累計額	35,824百万円
投資不動産の減価償却累計額	3,303百万円

〔連結株主資本等変動計算書関係〕

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	47,911	—	—	47,911

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額等
 - ① 平成24年6月28日開催の第40回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	675百万円
・1株当たりの配当額	15.00円
・基準日	平成24年3月31日
・効力発生日	平成24年6月29日
 - ② 平成24年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	787百万円
・1株当たりの配当額	17.50円
・基準日	平成24年9月30日
・効力発生日	平成24年12月11日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成25年6月27日開催予定の第41回定期株主総会において次のとおり付議いたします。
- | | |
|------------|------------|
| ・配当金の総額 | 787百万円 |
| ・1株当たりの配当額 | 17.50円 |
| ・基準日 | 平成25年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成25年6月28日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 237,700株

[1株当たり情報]

1株当たり純資産額	2,429円93銭
1株当たり当期純利益	140円68銭

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

[その他の注記]

1. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、連結子会社1社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成25年3月31日）

イ. 退職給付債務	△2,610百万円
ロ. 年金資産	2,294百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△316百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	19百万円
ホ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	76百万円
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	△219百万円
ト. 退職給付引当金	△219百万円

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

イ. 勤務費用	124百万円
ロ. 利息費用	45百万円
ハ. 期待運用収益	一百万円
ニ. 数理計算上の差異の損益処理額	23百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	19百万円
ヘ. 退職給付費用	213百万円

(注)簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に含めています。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.2%
ハ. 期待運用収益率	0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

2. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

商品評価損	377百万円
未払事業税	177百万円
賞与引当金	303百万円
ポイント引当金	617百万円
その他	441百万円
小計	1,918百万円
評価性引当額	△219百万円
合計	1,698百万円

繰延税金負債（流動）

繰延ヘッジ損益	363百万円
合計	363百万円
差引	1,335百万円
うち繰延税金資産（流動）計上額	1,335百万円
うち繰延税金負債（流動）計上額	一百万円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	40百万円
退職給付引当金	76百万円
役員退職慰労引当金	22百万円
減価償却費	570百万円
投資有価証券評価損	34百万円
減損損失	1,753百万円
資産除去債務	1,067百万円
繰越欠損金	524百万円
その他	268百万円
小計	4,359百万円
評価性引当額	△2,027百万円
合計	2,332百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	73百万円
連結に伴う土地評価替	101百万円
資産除去債務に対応する除去費用	270百万円
その他	113百万円
合計	558百万円
差引	1,773百万円
うち繰延税金資産（固定）計上額	1,874百万円
うち繰延税金負債（固定）計上額	101百万円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.8%
(調整)	
住民税均等割額	1.7%
評価性引当額	3.8%
のれん償却額	1.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.7%

3. リース取引関係

(1) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
(有形固定資産) その他	513	393	109	10

② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	55百万円
1年超	一百万円
合計	55百万円
リース資産減損勘定期末残高	19百万円

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	190百万円
リース資産減損勘定の取崩額	68百万円
減価償却費相当額	35百万円
支払利息相当額	3百万円
減損損失	一百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産
主として、スポーツ事業部門における店舗設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3,365百万円
1年超	17,423百万円
合計	20,789百万円

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資の運用については短期的な預金等に限定し、自己資金により行っております。デリバティブは、輸入取引に係る外貨建取引額の範囲内でのみ利用し、投機的なデリバティブ取引は一切行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、売掛金管理基準に沿ってリスク低減を図っております。差入保証金及び敷金は主として出店店舗に係るもので、信用リスクは、敷・保証金管理規程に沿ってリスク低減を図っております。支払手形及び買掛金の一部には商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨オプション取引）を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	20,322	20,322	—
②受取手形及び売掛金	13,517	13,517	—
③差入保証金	6,038	5,908	△130
④敷金	12,590	11,685	△905
⑤支払手形及び買掛金	(36,696)	(36,696)	—
⑥デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	911	911	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金、並びに④敷金

これらの時価はリスクフリーレートで割り引いた現在価値によつております。

⑤支払手形及び買掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥デリバティブ取引

これらの時価は取引先金融機関より提示された価格によつております。

5. 貸貸等不動産関係

(1) 貸貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、福島県その他の地域において、主に店舗用の建物（土地を含む。）を有しております。平成25年3月期における当該貸貸等不動産に関する貸貸損益は△125百万円（貸貸収益は営業外収益に、主な貸貸費用は営業外費用に計上）、減損損失は270百万円（特別損失に計上）であります。

(2) 貸貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
1,842百万円	1,895百万円	3,737百万円	3,732百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は貸貸不動産の取得（2,327百万円）であり、主な減少額は貸貸不動産の減価償却費（157百万円）、減損損失（270百万円）であります。
 3. 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったもの）を含む。)であります。

6. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
営業店舗	店舗設備	建物等
賃貸店舗等	店舗設備等	建物等

当社グループは、各店舗設備単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は業績不振等を要因としており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（858百万円）として特別損失を計上いたしました。その内訳は、建物368百万円、構築物24百万円、工具、器具及び備品97百万円、リース資産71百万円、投資不動産294百万円及びその他1百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値等により測定しており、将来キャッシュ・フローを主として7.2%で割り引いて算定しております。

7. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは営業店舗及び賃貸店舗等の一部について土地又は建物所有者との間で不動産貸貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は15年から41年、割引率は1.4%から2.2%を採用しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,803百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	237百万円
時の経過による調整額	45百万円
資産除去債務の履行による減少額	△72百万円
期末残高	3,013百万円

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

ゼビオ株式会社

取締役会御中

有限责任監査法人トーマツ

指定有限责任社員 石井哲也㊞
業務執行社員 公認会計士

指定有限责任社員 鈴木努㊞
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの詳説も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄 本

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と一緒に疏通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会との他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決算手帳等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制での他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に關する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限责任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限责任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

ゼビオ株式会社 監査役会

常勤監査役 加藤 則宏 ㊞

社外監査役 小谷野 幹雄 ㊞

社外監査役 佐々木 康雄 ㊞

貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	70,273	流 動 負 債	33,693
現 金 及 び 預 金	15,800	支 払 手 形	3,255
売 掛 金	3,455	買 掛 金	23,588
有 価 証 券	5,000	未 払 金	3,243
商 品	33,293	未 払 法 人 税 等	1,460
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	9,351	預 り 金	183
前 払 費 用	739	前 受 取 益	87
緑 延 税 金 資 產	734	賞 与 引 当 金	546
未 収 金	683	役 員 賞 与 引 当 金	15
そ の 他	1,218	ボ イ ン ト 引 当 金	718
貸 倒 引 当 金	△1	そ の 他	595
固 定 資 產	67,687	固 定 負 債	6,047
有 形 固 定 資 產	24,426	リ ー ス 債 務	2,502
建 構 物	10,854	退 職 給 付 引 当 金	212
建 築 物	544	役 員 退 職慰労引当金	64
工 具、器 具 及 び 備 品	2,953	預 り 保 証 金	628
土 地	7,042	資 產 除 去 債 務	2,372
リ ー ス 資 產	2,921	そ の 他	266
建 設 仮 櫛 定 他	106		
そ の 他	2		
		負 債 合 計	39,741
		純 資 產 の 部	
無 形 固 定 資 產	3,081	株 主 資 本	97,335
ソ フ ト ウ エ ア	3,081	資 本 本 金	15,935
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	16,096
		資 本 準 備 金	15,907
投 資 そ の 他 の 資 產	40,178	そ の 他 資 本 剰 余 金	189
投 資 有 価 証 券	756	利 益 剰 余 金	70,467
関 係 会 社 株 式 金	14,391	利 益 準 備 金	802
長 期 貸 付 金	44	そ の 他 利 益 剰 余 金	69,664
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,507	別 途 積 立 金	62,450
長 期 前 払 費 用	778	繰 越 利 益 剰 余 金	7,214
緑 延 税 金 資 產	1,695	自 己 株 式	△5,163
差 入 保 証	5,451	評 価 ・ 換 算 差 額 等	733
敷	9,851	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	134
投 資 不 動 產	4,299	緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	598
そ の 他	409	新 株 予 約 権	151
貸 倒 引 当 金	△6	純 資 產 合 計	98,219
資 產 合 計	137,961	負 債 及 び 純 資 產 合 計	137,961

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から)

(平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	137,991
売 上 原 備	84,323
売 上 総 利 益	53,668
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	42,875
営 業 利 益	10,792
営 業 外 受 益	
受 取 利 息	189
受 取 配 当 金	14
不 動 產 貨 貸	1,061
そ の 他	426
	1,691
営 業 外 費 用	
不 動 產 貨 貸 費 用	1,152
そ の 他	5
	1,157
經 經 利 益	11,326
特 別 損 失	
固 定 資 產 除 却 損	21
減 損 損 失	653
店 鋪 閉 鎮 損 失	207
賃 貸 借 約 解 約 損	29
そ の 他	0
	911
稅 引 前 当 期 純 利 益	10,414
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	4,143
法 人 稅 等 調 整 額	143
當 期 純 利 益	6,127

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

(単位 百万円)

資本金	株主資本		
	資本剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成24年4月1日残高	15,935	15,907	189
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
別途積立金の積立			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成25年3月31日残高	15,935	15,907	189

利益準備金	株主資本		
	利益剰余金		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式 株主資本合計
平成24年4月1日残高	802	57,050	7,950
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△1,462	△1,462
当期純利益		6,127	6,127
別途積立金の積立	5,400	△5,400	—
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△0
事業年度中の変動額合計	—	5,400	△735
平成25年3月31日残高	802	62,450	7,214

その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計		
平成24年4月1日残高	106	68	175
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,462
当期純利益			6,127
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	27	529	557
事業年度中の変動額合計	27	529	557
平成25年3月31日残高	134	598	733
			151
			98,219

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 5年～30年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31以前のものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

会員カードによるポイントサービス制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度未支給額を計上しておりましたが、当社は平成22年5月18日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催の第38回定期株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議したため、平成22年7月以降の引当金は計上しておりません。

なお、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、廃止に伴う打ち切り日（平成22年6月29日）までの在任期間に応対する退職慰労金として、内規に基づき、退職慰労金の廃止時かつ当事業年度末に在任する役員に対する支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の為替変動のリスクを回避する目的で為替予約等を行っております。

なお、為替予約等は予定する輸入仕入の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

当初決めた有効性の評価方法を用いて、高い有効性が保たれていることを確かめております。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動を完全に相殺すると想定することができる場合には、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(3) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産（附属設備以外の建物を除く。）及び投資不動産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔貸借対照表関係〕

有形固定資産の減価償却累計額	28,385百万円
投資不動産の減価償却累計額	3,379百万円
関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権 921百万円 短期金銭債務 334百万円 長期金銭債務 271百万円

〔損益計算書関係〕

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上原価	576百万円
販売費及び一般管理費	987百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	576百万円

〔株主資本等変動計算書関係〕

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,898	0	—	2,899

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 0千株

〔減損損失関係〕

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
営業店舗	店舗設備	建物等
賃貸店舗等	店舗設備等	建物等

当社は、各店舗設備単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は業績不振等を要因としており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（653百万円）として特別損失を計上いたしました。その内訳は、建物252百万円、構築物10百万円、工具、器具及び備品69百万円、リース資産26百万円及び投資不動産294百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値等により測定しており、将来キャッシュ・フローを主として7.2%で割り引いて算定しております。

〔退職給付関係〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けています。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項（平成25年3月31日）

イ. 退職給付債務	△2,603百万円
ロ. 年金資産	2,294百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△309百万円
二. 未認識数理計算上の差異	19百万円
ホ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	76百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ+二+ホ）	△212百万円
ト. 退職給付引当金	△212百万円

3. 退職給付費用に関する事項（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

イ. 勤務費用	121百万円
ロ. 利息費用	45百万円
ハ. 期待運用収益	一百万円
二. 数理計算上の差異の損益処理額	23百万円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	19百万円
ヘ. 退職給付費用	210百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.2%
ハ. 期待運用收益率	0%
二. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	
発生の翌事業年度から損益処理することとしております。	

〔税効果会計関係〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流动）

商品評価損	328百万円
未払事業税	134百万円
賞与引当金	206百万円
ポイント引当金	271百万円
その他	157百万円
合計	1,097百万円

繰延税金負債（流动）

繰延ヘッジ損益	363百万円
合計	363百万円

繰延税金資産（流动）の純額

繰延税金資産（固定） 734百万円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	2百万円
退職給付引当金	75百万円
役員退職慰労引当金	22百万円
減価償却費	336百万円
投資有価証券評価損	15百万円
減損損失	1,459百万円
資産除去債務	839百万円
その他	241百万円
小計	2,994百万円
評価性引当額	△896百万円
合計	2,097百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	73百万円
資産除去債務に対応する除去費用	217百万円
その他	111百万円
合計	402百万円

繰延税金資産（固定）の純額

1,695百万円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき
の当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.8%
(調整)	
住民税均等割額	1.2%
評価性引当額	1.6%
その他	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2%

〔リース取引関係〕

1. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	343	271	61	10

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料期末残高相当額

1年内	43百万円
1年超	一百万円
合計	43百万円
リース資産減損勘定期末残高	9百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	161百万円
リース資産減損勘定の取崩額	53百万円
減価償却費相当額	11百万円
支払利息相当額	2百万円
減損損失	一百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

スポーツ事業における店舗設備であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
未経過リース料

1年内	2,544百万円
1年超	17,011百万円
合計	19,555百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ヴィクトリア	(所有) 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	利息の受取(注1)	39	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	600 1,270
	ゼビオカード㈱	(所有) 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	6,500 11	関係会社 短期貸付金	6,500
	㈱ゴルフパートナー	(所有) 直接100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	1,578 4	関係会社 短期貸付金	1,578

- (注) 1. 市場金利及び取引条件等を勘案した利率を合理的に決定しております。
 2. ゼビオカード㈱に対する資金の貸付は、当座貸越契約（極度額：7,000百万円）によるものであり、取引金額には期末残高を記載しております。
 3. ㈱ゴルフパートナーに対する資金の貸付は、当座貸越契約（極度額：2,000百万円）によるものであり、取引金額には期末残高を記載しております。

〔資産除去債務関係〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は営業店舗及び賃貸店舗等の一部について土地又は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は15年から41年、割引率は1.4%から2.2%を採用しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,198百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	191百万円
時の経過による調整額	38百万円
資産除去債務の履行による減少額	△55百万円
期末残高	2,372百万円

〔1株当たり情報〕

1株当たり純資産額	2,178円74銭
1株当たり当期純利益	136円12銭

〔重要な後発事象〕

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄 本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

ゼビオ株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井哲也㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木努㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手段が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示と検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきた
いと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定成長に向けた経営体質の強
化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のと
おりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円50銭(普通配当15円、記念配当
2円50銭)

配当総額は、787,703,193円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき35円
となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日といいたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の
経営環境を勘案して財務体質の強化を図るために以下のとおりといいた
いと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 4,600,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となり
ますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	もろ はし とも よし 諸 橋 友 良 (昭和39年8月28日)	平成6年12月 当社入社 平成9年12月 当社スポーツ事業本部商品三部長 平成12年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業 部副部長兼商品二部長 平成12年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポ ツ事業部副部長兼商品二部長 平成13年10月 当社取締役スポーツ事業部長兼商品 部長 平成14年7月 当社常務取締役営業本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社ヴィクトリア代表取締役社長	1,172,950株
2	きた さわ たけし 北 沢 たけし (昭和25年11月4日)	昭和49年4月 株式会社トーメン入社 平成12年4月 上海トーメン社社長 平成16年4月 株式会社トーメン繊維素材部長 平成17年1月 同社繊維原料部長 平成18年10月 豊田通商株式会社生活産業・資材企 画部 平成19年6月 当社出向執行役員人事改革プロジェ クト担当 平成20年4月 当社執行役員人材開発部門長兼任事 担役員補佐 平成20年6月 当社取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 賽票(中国)体育用品有限公司監事 株式会社ゼビオコリア監事	0株
3	や しろ まさ たけ 谷 代 正 翔 (昭和18年12月11日)	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年6月 同行ロサンゼルス支店長 平成8年6月 同行常任監査役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成14年4月 ユーシーカード株式会社代表取締役 副社長 平成16年6月 富士重工業株式会社常勤監査役 平成18年6月 当社取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 日墨ホール投資株式会社代表取締役社長 学校法人国際基督教大学理事	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
4	いし 右 謙 学 (昭和45年11月16日)	平成9年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成9年4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松 本法律事務所）入所 平成20年6月 当社取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 京都大学法科大学院非常勤講師	0株
5	やまと だい じゅん 二 山 田 清 二 (昭和25年6月12日)	昭和48年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みず ほ銀）入行 平成13年6月 同行執行役員名古屋支店長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成17年4月 大成建設株式会社常務執行役員 平成22年4月 同社専務執行役員 平成25年4月 同社顧問（現任） 【重要な兼職の状況】 大成建設株式会社顧問	0株

- (注) 1. 諸橋友良氏は、株式会社ヴィクトリアへの代表取締役社長を兼務しており、当社は株式会社ヴィクトリアへの商品の売買等の取引関係があります。
 2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 谷代正毅氏、石綿学氏、山田潤二氏は社外取締役候補者であります。
 谷代正毅氏は社外取締役候補者であり、当社を同氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出しております。
 4. 社外取締役候補者の選任理由
 谷代正毅氏につきましては、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年間であります。
 石綿学氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で当社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しております、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年間であります。
 山田潤二氏につきましては、豊富なキャリアと専門知識を有しておられ、経営の透明性と客觀性向上について経営面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 5. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有用な人材をえることができるよう、定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより当社は、谷代正毅氏、石綿学氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 • 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。
 • 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときによるものとする。
 尚、谷代正毅氏、石綿学氏両氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。
 また、山田潤二氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐々木庸雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当社 株式の数
さとお 木 庸 雄 (昭和21年11月12日)	平成11年7月 米沢税務署長 平成12年7月 仙台国税局 課税第二部消費税課長 平成13年7月 仙台国税局 課税第二部法人課税課長 平成15年7月 仙台国税局 課税第二部次長 平成16年7月 札幌国税不服審判所部長審判官 平成17年7月 仙台中税務署長 平成18年7月 退職 平成18年8月 税理士登録 平成21年6月 当社監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 佐々木庸税理士事務所長 株式会社マルタマ社外監査役 協業組合 仙台清掃公社 社外監事 社会福祉法人 三矢会 社外監事 有限会社 沼田経理センター 取締役	0株

(注) 1. 佐々木庸雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 佐々木庸雄氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由

佐々木庸雄氏は、税理士としての専門的知識と豊富な経験を持ち、業務監査において客觀的で精度の高い監査が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有用な人材をえることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外監査役候補者である佐々木庸雄氏と当該責任限定契約を締結をしております。

佐々木庸雄氏の再任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に責任賠償責任を負う場合は法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときによるものとする。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせて承認をお願いするものです。

なお、第2号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は2名（社外取締役3名は除く）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

1.特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由
当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

2.新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び連結子会社の取締役、執行役員、従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権1個あたりの目的である株式の数は（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は、300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換に払込む金額

新株予約権と引換に金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（當日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{時価}}{\text{新規発行株式数}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記ほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日から2年を経過した日の翌日から5年内
- (7) 新株予約権の行使の条件及び制限
 - ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員、従業員もしくは連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
 - ②新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得条項
 - ①新株予約権者が上記（7）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利行使することができなくなったら、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個あたりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権1個あたりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

(13) 新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

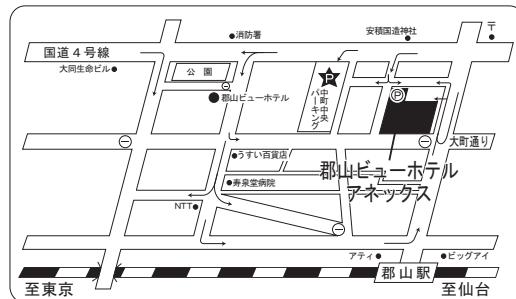
以上

第41回定期株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号

郡山ビューホテルアネックス 4階

電 話 (024) 939-1111



※②はホテル契約立体駐車場です。なお、RV、ワゴン車は★契約駐車場をご利用ください。

<交通のご案内>

●JR郡山駅より徒歩で約5分

●東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分